

秋田市農村の魅力体験ツアー業務委託仕様書

1 事業の目的

当該事業は、市民や首都圏在住者等に本市農村の魅力を発信することを目的に、農業や自然、地域文化等を組み合わせた体験型のツアーを実施し、交流人口・関係人口の拡大と農村地域の活性化を目指すものである。

2 業務名

秋田市農村の魅力体験ツアー業務委託

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月14日（金）まで

4 業務委託の内容

次の委託内容に基づく農業、自然・地域文化等を組み合わせた体験型のツアーを企画し、募集型企画旅行として実施すること。

(1) 体験ツアーの企画・調整・手配・運営

ア 開催時期

令和6年7月から令和7年2月までの間で計画的に実施すること。

イ 開催回数

宿泊を伴う体験ツアーを全3回以上実施すること。

ウ 出発地等

出発地は秋田駅又は秋田市役所とする。移動はバスによることを原則とし、円滑な移動ができるよう手配すること。

エ 参加対象者

参加者数は各コース20名程度とし、県内・市内のほか、首都圏等を含む県外からも参加者を募集すること。なお、各コースの内容や道路事情を踏まえたバスの大きさなどに応じて定員を設定することとし、その上で最少催行人数を設定すること。

オ コース内容

コース内容の詳細は、本市と協議の上、決定するものとする。

企画に当たっては、前年度コース内容を参考に、秋田市農山村地域活性化センター「さとぴあ」との連携も図りながら、本事業の目的に沿ったテーマを定め、体験ツアーを計画すること。

カ 参加費負担

(ア) 体験ツアーの参加費については、参加しやすい料金設定とし、本市と協議の上、決定すること。

(イ) 訪問先で必要となる宿泊代（宿泊先での朝食代含む）、旅行保険料について

は、原則として参加者から徴収する参加費とすること。

(ウ) 国や県の支援制度の活用に対応できる場合は、参加費の負担軽減となるよう配慮すること。

キ アンケートの実施

参加者にアンケートを実施し、すべての体験ツアー終了後、集計結果を提出すること。なお、アンケートの内容等については、別途本市と協議の上、決定すること。

(2) 参加者の募集

ア 参加者が申し込みやすい受付体制・受付方法とすること。

イ 参加者の募集は、既存のSNSアカウント「秋田市がとどける農村の魅力」(Facebook・Instagram)を活用するほか、チラシの作成・配布、情報誌、フリーペーパー、ホームページ、その他のSNS等により、効率的かつ効果的に行うこと。

ウ 参加者数が定員に達するよう努めること。

エ その他事業規模の範囲内で、参加者の募集に有効な企画や事業がある場合は、提案すること。

(3) 体験ツアーを活用した農村の魅力発信の実施

ア 体験ツアーを活用し、本市の自然や食、文化等の農村の魅力発信を行うこと。

イ 農村の魅力発信については、首都圏在住者などに広く発信するため、既存のSNSアカウント「秋田市がとどける農村の魅力」(Facebook・Instagram)を活用するほか、インフルエンサーによるツアー参加を通じた情報発信など、効率的かつ効果的に行うこと。

ウ その他事業規模の範囲内で、魅力発信に有効な企画や事業がある場合は、提案すること。

(4) 不可抗力等による体験ツアーの変更・中止等

ア 悪天候、災害の発生などの不可抗力を事由として体験ツアーを中止した場合、中止に伴って発生した経費は、本業務に係る経費とすることができる。なお、中止する場合は、振替開催等について本市と協議すること。

イ 申込者が最少催行人員に達せずに体験ツアーを中止した場合、中止に伴って新たに発生する経費は受託者の負担とする。

(5) 安全管理

ア 訪問先との事前打ち合わせおよび現地確認を行い、体験ツアーの内容、活動の場所、ルート等に危険がないことを確認し、参加者および関係者の安全確保を徹底すること。

イ 体験ツアー中の事故へ対応するための国内旅行傷害保険への加入等、万全な安全対策を講じること。

ウ 事故や自然災害などの緊急事態が発生した場合に備え、関係団体への緊急連絡を含めた危機管理体制、対応方法等を策定すること。

(6) 記録

ア 体験ツアーの様子を記録するため、写真撮影を行うこと。

イ 参加者に対し、撮影した写真は本市がホームページ又はその他の広報資料等で使用する旨を伝え、予め承諾を得ておくこと。

(7) その他の独自の提案

その他、事業の目的達成のための有効な独自の手法等がある場合は、提案すること。

5 委託経費

受託者は、本業務に係る全ての費用を本市からの業務委託料および体験ツアー参加費により負担する。

事業にかかる費用のうち、以下の経費は業務委託料に含まないこと。

(1) 上記4(1)カに関する経費

(2) 体験ツアーにおける秋田市農山村地域活性化センターの施設使用料および同センターが依頼する講師への謝金（本市の事業であるため、業務委託料に含まない）

6 業務完了報告書

本業務の全ての業務が完了したときは、令和7年3月14日（金）までに業務完了報告書（コース内容と実績、記録写真、参加者の募集や農村の魅力発信の手法、受付体制、アンケートの集計と分析結果、事業成果が確認できる資料等）を提出すること。

7 契約に関する条件等

(1) 再委託等について

受託者は、本業務の全部もしくは一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、一部委託についてあらかじめ本市の承認を得る場合は、この限りではない。

(2) 権利の帰属等

ア 本業務により制作された成果物の著作権（著作権法第27条および第28条の権利を含む。）は全て本市に帰属する。

イ 受託者は、本市の承諾なしに本業務により制作した成果物および資料を他に流用することはできない。

ウ 受託者は、著作権人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。

エ 本業務により制作された成果物に関し、商標登録又は意匠登録を必要とするときは、本市が出願者となって費用を負担し登録する。

(3) 遵守事項

ア 受託者は、業務の遂行にあたり、関係法令等を遵守しなければならない。

イ 受託者は、本業務の履行により知り得た個人情報等を第三者に漏らしてはならぬ

い。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

8 その他、特記事項

- (1) 受託者は、本市と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。業務実施過程で疑義が生じた場合、速やかに本市に報告し、協議又は指示を受けること。
- (2) 事業実施に際して、本市の指示があった場合は、その指示に従い作業を進めるとともに、本市はいつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。
- (3) 本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合、又は本仕様書に定めのない場合は、必要に応じて本市と協議の上、決定するものとする。